

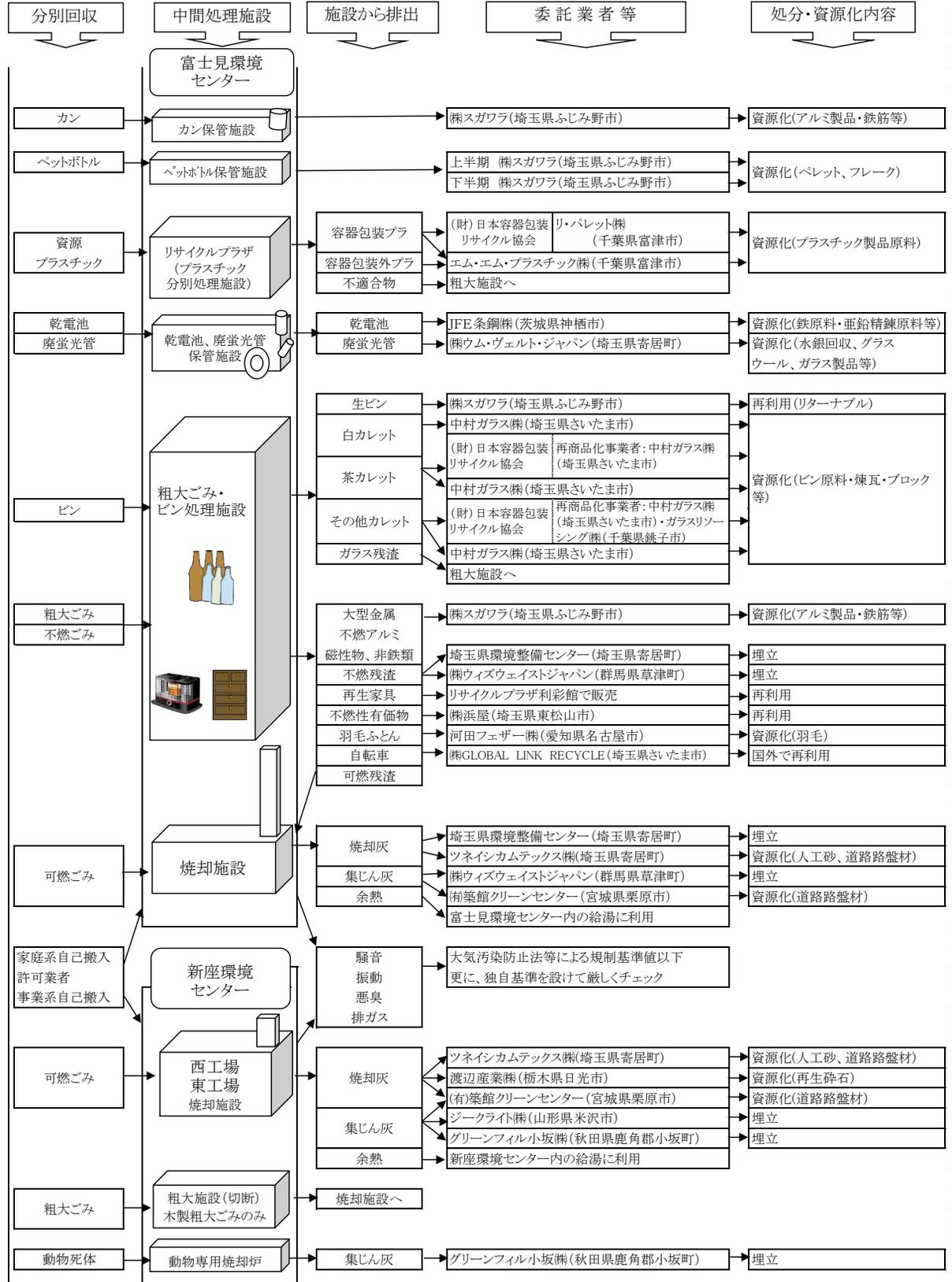
第2編 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理・リサイクルの現状

【1】 ごみ処理の流れ

本市におけるごみの分別排出、収集・運搬、中間処理*、最終処分及び資源化は、下図のとおり行っています。

1 ごみ処理フロー



※上記票は、令和3年度のものであり、委託業者が変更になる可能性があります。

【2】 分別収集体制

本市におけるごみは、一般家庭の日常生活に伴って発生する「家庭系ごみ」と事業活動に伴って発生する「事業系ごみ」の2分類に大別され、集積所に出せるごみは「家庭系ごみ」のみとなっています。

1 家庭系ごみ

家庭系ごみについては、下図の新座市のごみ・リサイクル資源の分別方法に示すとおり、5種15分別による分別収集を行っています。収集は、可燃ごみ（生ごみ等）は週2回、リサイクル資源（カン・ビン・ペットボトル・資源プラスチック・新聞・雑誌・段ボール・紙パック・布類）は週1回、不燃ごみ・有害ごみ（乾電池・使い捨てライター・蛍光灯など）は2週に1回収集を行っており、粗大ごみは窓口、電話又は電子申請による予約制にて戸別収集を行っています。

さらに、引越など一時的に多量のごみが排出される場合には、通常の収集が困難なため、志木市、新座市及び富士見市で構成する志木地区衛生組合が管理する環境センター（富士見環境センター・新座環境センター）に自ら持ち込むことができます。（この場合の分別方法は集積所へ排出する際の分別方法と同じです。）

○新座市のごみ・リサイクル資源の分別方法○

種別	分別	主なもの	出し方	収集回数
可燃ごみ		家庭の生ごみ・ゴム、革製品 発泡スチロール・木片 など	透明又は白色半透明の袋に入れて出す	週2回
リサイクル資源	カン	飲料用・缶詰 など	水色のかごに入れて出す	週1回
	ビン	ドリンク剤・ビール瓶・化粧品の瓶・スプレー缶 など	黄色のかごに入れて出す	
	ペットボトル	飲料・醤油・めんつゆ など	青色のネットに入れて出す	
	資源プラスチック	ビニール袋・卵パック・プリンのカップ・洗面器 など	緑色のネットに入れて出す	
	新聞	新聞・折込チラシ のみ	区分ごとにひもで縛って出す	
	雑誌	雑誌・書籍・紙袋・ノート など		
	段ボール	段ボール のみ		
	紙パック	飲料用紙パック のみ		
布類	布類・毛布・タオル・シーツ	透明の袋に入れて出す		
不燃ごみ		せともの・ガラス・金物・ビデオテープ	かご等に入れて出す。 (カン、ビンの容器併用可)	2週1回
有害ごみ	乾電池	乾電池 のみ	赤色の容器に入れて出す	
	使い捨てライター	使い捨てライター	灰色の容器に入れて出す	
	蛍光灯など	蛍光灯・水銀体温計	購入時のケース等に入れて出す	
粗大ごみ	一斗缶（24×24×35cm）以上のもの	タンス・机・自転車・ソファ・電子レンジ など	自宅前または集積所に出す	随時（予約制）

2 事業系ごみ

事業系ごみは、家庭用の集積所には出せないこととなっており、本市では、事業者自らが環境センター（富士見環境センター・新座環境センター）へ直接搬入する方法と収集・運搬許可業者が収集して搬入する方法があります。

分別排出の種類については、家庭ごみの5種15分別から、リサイクル資源のうちの資源プラスチック、有害ごみ及び粗大ごみを除いた3種10分別となっています。

なお、事業者の責務としては、廃棄物処理法第3条の規定により次のとおり定められています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

3 その他の一般廃棄物

(1) 在宅医療廃棄物

在宅医療の多様化とともに、家庭からも点滴バック、注射器等の在宅医療廃棄物*が排出されるようになり、注射針のような感染のおそれがあるものについては特に配慮が必要です。

本市では、注射針など鋭利なものや感染性を有する医療廃棄物、使い残して不要となった医薬品類は、危険を回避するため医療機関（薬局）等へ返却すること、通常感染性を有さないと考えられる薬剤のビニールパック類も含めたその他の医療系廃棄物は、可燃ごみとして排出することをお願いしています。

なお、今後更なる在宅医療の進展が予測されることから、志木地区衛生組合と処理・処分方法について調整を図り、医師会、薬剤師会等の関係団体に適正な処理についての協力を求めていくこととします。

(2) 特定家庭用機器

平成13年4月に特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法*）が施行されたことに伴い、対象となる家電4品目（①「エアコン」、②「ブラウン管テレビ・プラズマテレビ・液晶テレビ」、③「冷蔵庫・冷凍庫」、④「洗濯機・衣類乾燥機」）については、製造業者等にリサイクルすることが義務付けられたため、市では回収を行っていません。対象となる家電製品の処理方法には、小売業者に引取りを依頼する方法、製造業者等の指定引取場所に直接搬入する方法及び収集・運搬許可業者に収集を依頼する方法があります。

(3) 家庭用パソコン（デスクトップ本体・ノートブックパソコン・ブラウン管式ディスプレイ・液晶式ディスプレイ・ブラウン管式ディスプレイ一体型パソコン・液晶式ディスプレイ一体型パソコン）

平成15年10月1日から資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）に基づき、家庭用パソコンはパソコンメーカー等による自主回収・リサイクルが義務付けられたため、市では回収を行っていません。

回収された家庭用パソコンは、部品や材料を可能な限り再資源化*をすることにより廃棄物の削減と資源の有効利用を目指しています。

(4) 処理困難物

本市では処理できないごみとして自動車部品、バイクの部品、タイヤ、バッテリー、石などを処理困難物に指定しており、これらの処理については、市が許可をしている廃棄物処理業者又は民間の販売店若しくは専門業者へ依頼するよう案内しています。

(5) 公共施設拠点回収の推進

市役所、公民館等の公共施設に回収箱を設置し、次の品目について拠点回収*を行っています。

○ 小型充電式電池*

小型充電式電池とは、充電して繰り返し使える電池であり、主にニカド電池・ニッケル電池・リチウムイオン電池があります。

これらの充電電池は、デジタルカメラや携帯電話、ノートパソコン等に使用されていますが、主な材料として、ニッケル・コバルト・カドミウム等希少な資源が含まれていることから、平成13年4月から施行された資源有効利用促進法により、小型充電式電池の回収・リサイクルがメーカーに義務付けられました。

このため、本市では平成13年11月から再生・再資源化をするため、小型充電電池回収用のボックスを設置し、拠点回収を行っています。

○ インクカートリッジ

これまで不燃ごみとして排出されてきた使用済みインクカートリッジには、僅かですが希少金属であるレアメタルが含まれていること及びプリンターメーカーが、「インクカートリッジ里帰りプロジェクト*」と称しリサイクルシステムを構築していることから、本市ではプリンターメーカー4社との協定により、平成23年4月から公共施設等10か所に回収箱を設置し拠点回収を開始しています。

はいしよくようゆ

○ 廃食用油

廃食用油*は、天ぷら油等の使用済みの食用油をいいます。家庭から排出される廃食用油は、台所の流しに捨ててしまうと排水管や下水道を詰まらせる原因となり、また、紙などに染み込ませて可燃ごみとする処理方法では、リサイクルすることができません。こうしたことから、平成6年5月から拠点回収を開始しました。

回収された廃食用油は、石けん・肥料・飼料・インク・バイオ燃料・飛行機燃料などの原料に使われています。

【3】 中間処理施設

1 中間処理施設の現況（志木地区衛生組合の概要・施設）

市内から排出されるごみの処理は、志木市・富士見市・新座市の3市によって構成される志木地区衛生組合の処理施設で処理を行っています。志木地区衛生組合とその施設の概要については、次のとおりとなっており、資源化に関連する施設は、富士見環境センターに集約されています。

(1) 志木地区衛生組合の概要

構成市：志木市、富士見市、新座市

設立年月日：昭和39年6月1日

設立目的：ごみ等に関する事業

処理面積：51.60km²

（志木市9.05km²、新座市22.78km²、富士見市19.77km²）

処理人口：354,932人（令和4年4月1日現在）

（志木市76,374人・新座市165,741人・富士見市112,817人）

所在地：事務局 富士見環境センター 埼玉県富士見市大字勝瀬480番地

（敷地面積 20,841.75m²）

新座環境センター 新座市大和田三丁目9番1号

（敷地面積 10,940.02m²）

(2) 志木地区衛生組合の施設

【富士見環境センター】

（敷地面積20,841.75m²、建築延面積14,879.76m²）

処理施設の種類	処理能力
ごみ焼却炉	180t/24h（90t×2基）
焼却灰含有重金属処理施設	15t/24h
集塵灰含有重金属処理施設	3.6t/24h
粗大ごみ・ビン処理施設	
粗大・不燃ごみ系列	25t×5h
ビン系列	13t×5h
リサイクルプラザ	
資源プラスチック分別処理施設	26t×5h

【新座環境センター】

（敷地面積10,940.02m²）

【東工場（建築延面積3,245.10m²）】

処理施設の種類	処理能力
ごみ焼却炉	90t/24h
集塵灰含有金属処理施設	8.4t/24h
粗大ごみ切断処理施設	5.0t/5h

【西工場（建築延面積2,527.09m²）】

処理施設の種類	処理能力
ごみ焼却炉	90t/24h
集塵灰含有重金属処理施設	3.4t/24h

【4】 最終処分

志木地区衛生組合及び構成市では、地域内で最終処分場*を確保することができないため、処理された後の焼却灰*や集じん灰*、不燃残渣*等は県営の埼玉県環境整備センター（埼玉県大里郡寄居町）や民間施設（群馬県吾妻郡草津町）の最終処分場に埋め立てられています。

焼却灰や集じん灰の一部については、民間事業者に委託しセメントや人工砂の原料としてリサイクルし、最終処分量の減量化に努めています。

最終処分をする廃棄物の種類については、焼却炉から発生する焼却残渣である焼却灰と集じん灰、粗大ごみ破碎処理施設及び有価物回収施設から発生する不燃残渣である粗大・不燃残渣の3種類であり、これらの処分施設及び最終処分量は下表のとおりとなっています。

○最終処分をする廃棄物の種類と処分施設

種類		処分施設
灰	焼却灰	埼玉県環境整備センター（埼玉県寄居町） 民間事業者（埼玉県寄居町）
	集じん灰	民間事業者（群馬県吾妻郡草津町等）
不燃残渣	粗大・不燃残渣	埼玉県環境整備センター（埼玉県寄居町） 民間事業者（群馬県吾妻郡草津町）

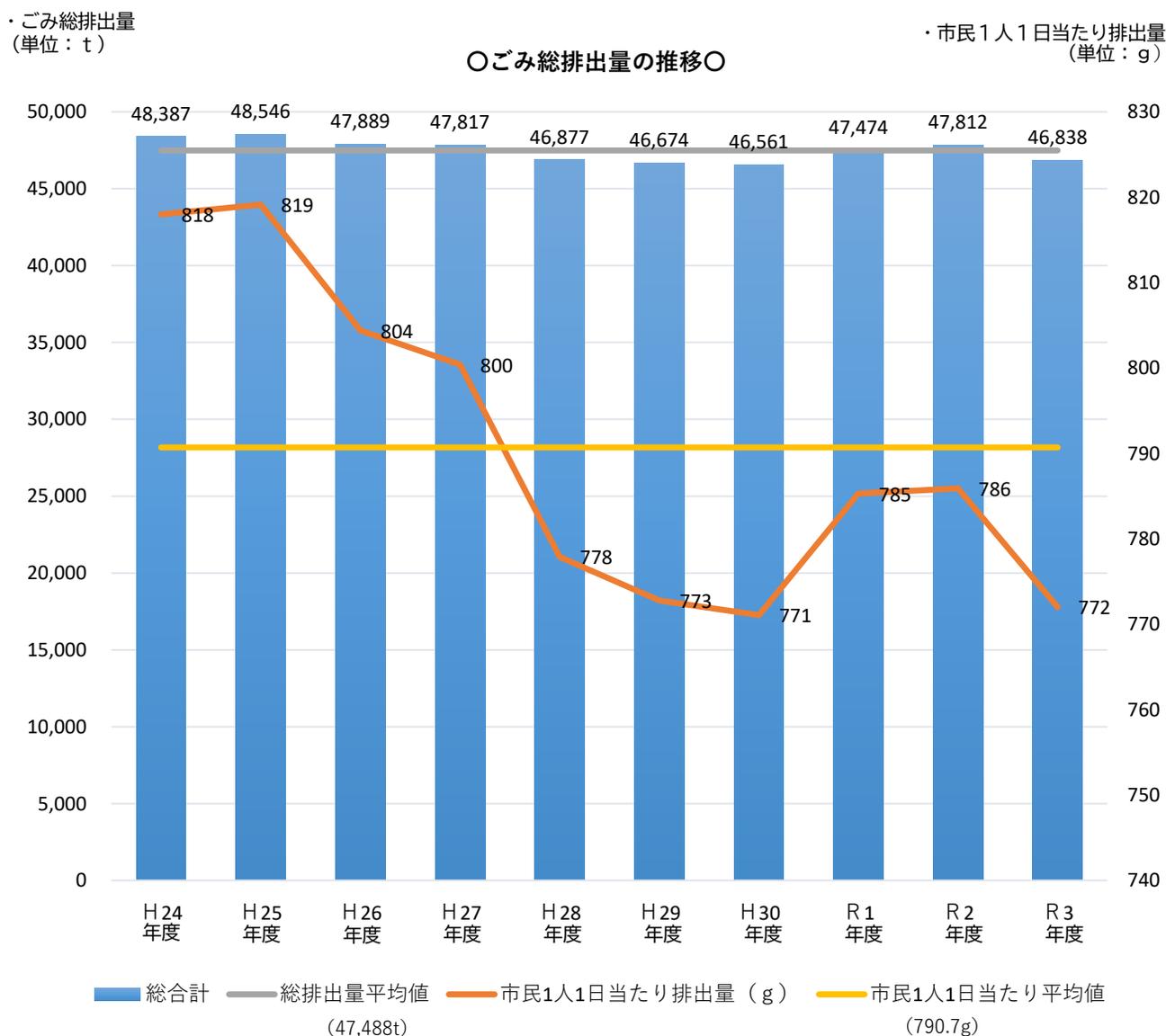
※ 廃棄物の処分施設は、令和3年度の状況です。

第2章 ごみ・リサイクル資源の排出量・処分量等の推移

【1】 ごみ排出量の推移

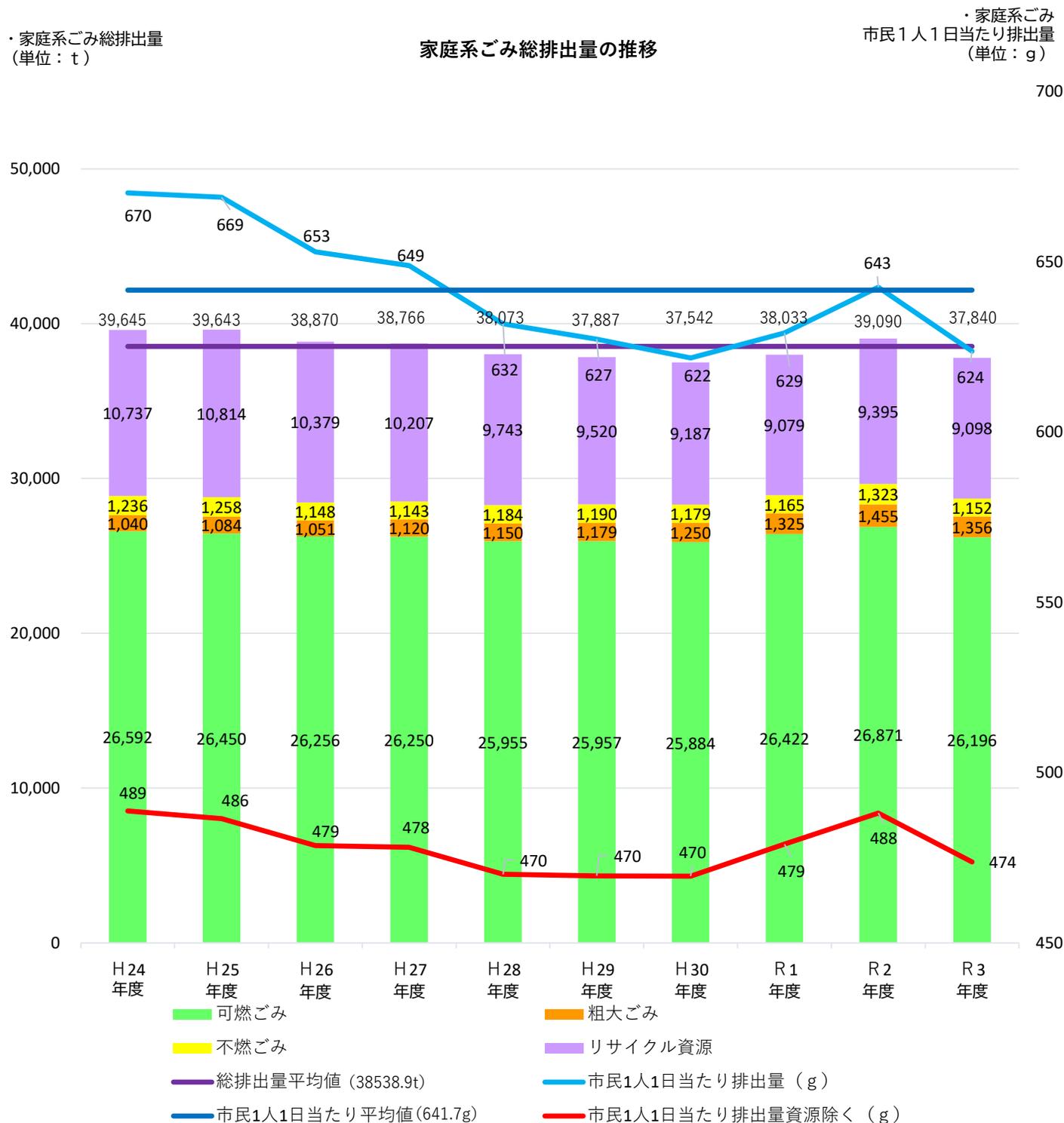
1 ごみ総排出量の推移

令和3年度のごみ総排出量は46,838トンで、市民1人1日当たりのごみ排出量が772グラムです。過去10年間の平均値はそれぞれ47,488トン、790.7グラムで、近年は排出量が減少傾向にあります。



2 家庭系ごみ排出量の推移

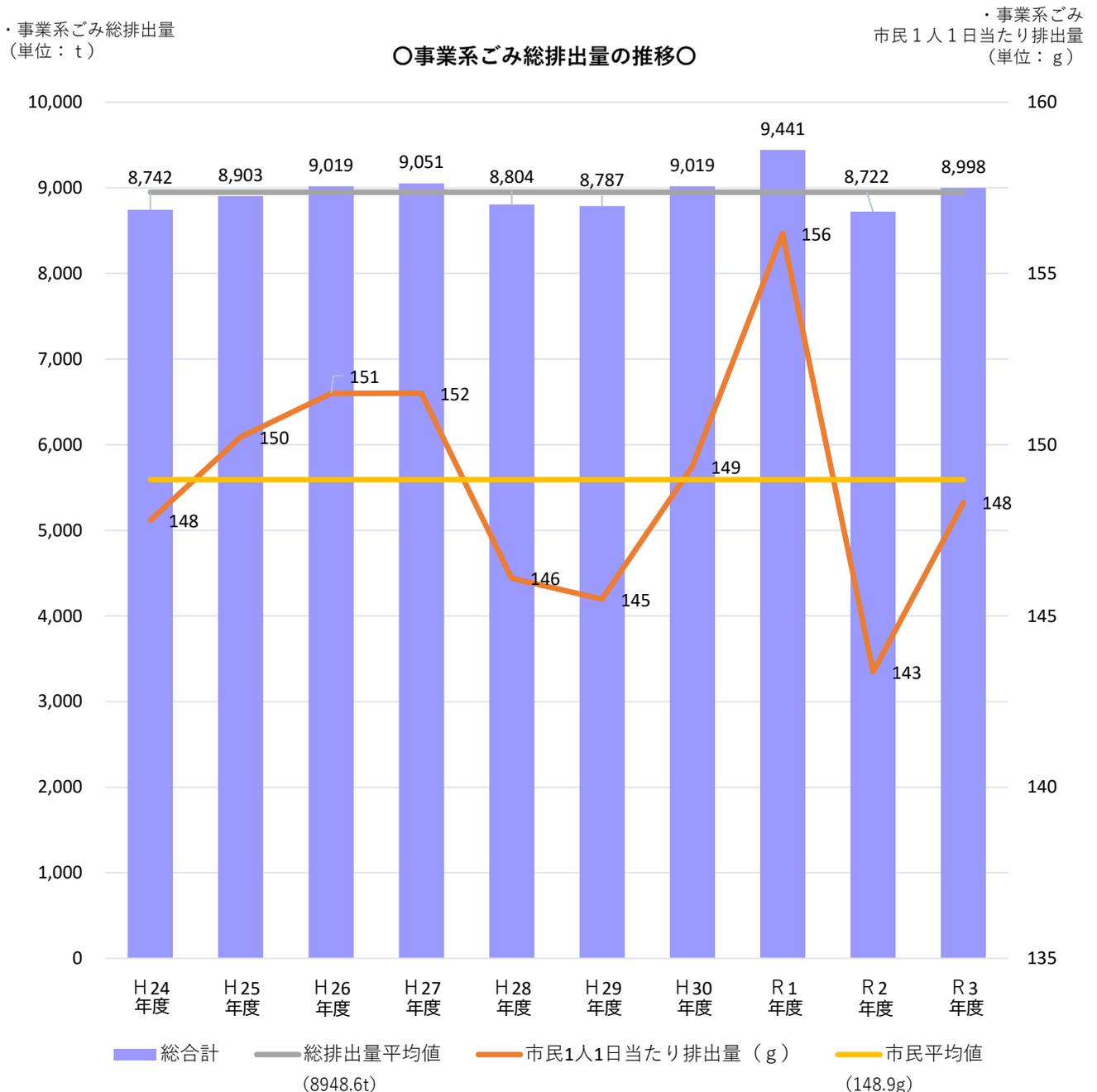
令和3年度の家庭系ごみ総排出量は37,840トンで、市民1人1日当たりのごみ排出量が624グラムです。過去10年間の平均値はそれぞれ38,538.9トン、641.7グラムで、近年排出量が減少傾向にあります。



※家庭系ごみでは、上記以外に廃乾電池等がありますが、排出量が微量のため標記していません。

3 事業系ごみ排出量の推移

令和3年度の事業系ごみ排出量は8,998トンで、市民1人1日当たりのごみ排出量が148グラムです。過去10年間の排出量の平均値は、それぞれ8,948.6トン、148.9グラムであり、ほぼ横ばいで推移しています。



4 リサイクル資源排出量の推移

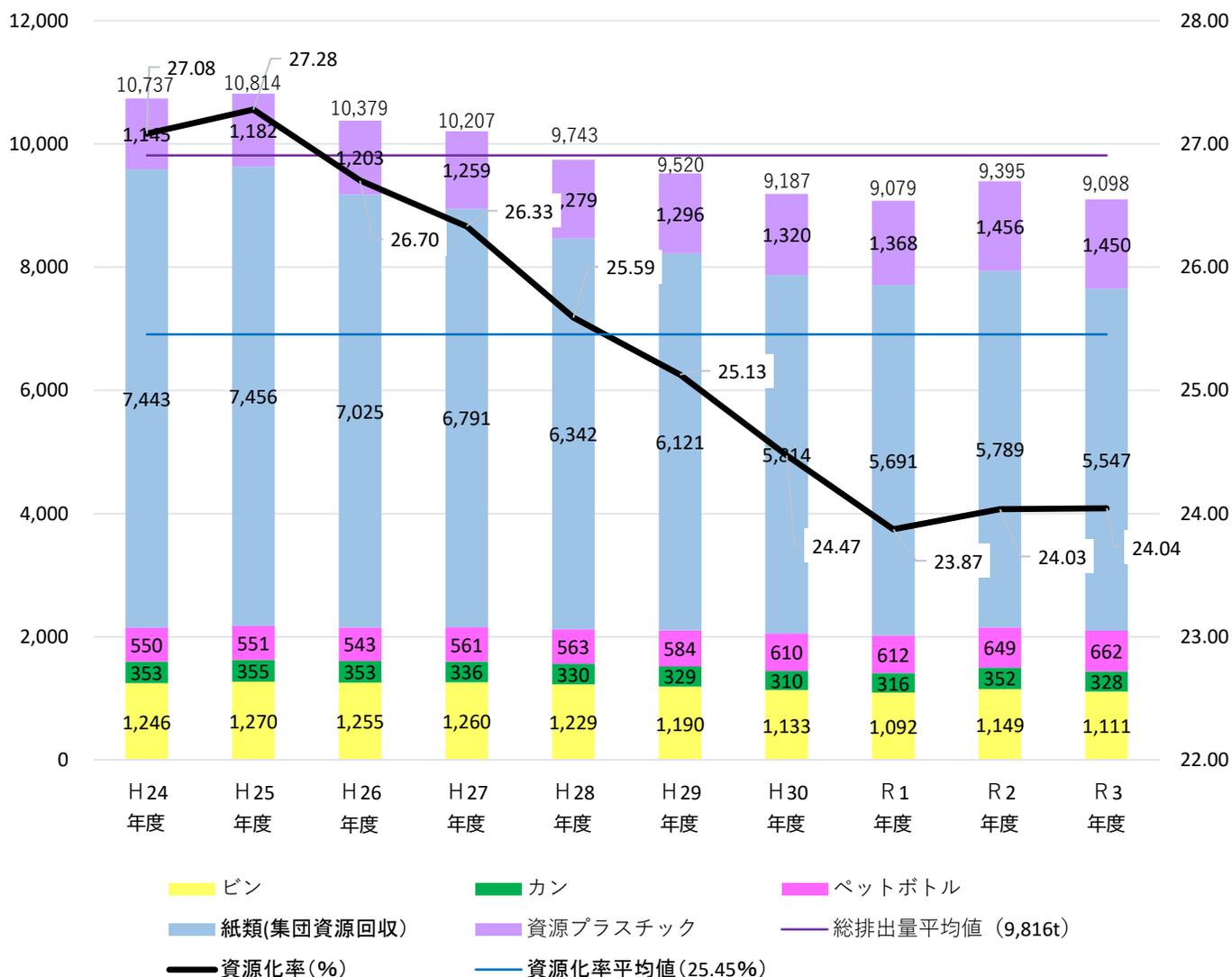
令和3年度のリサイクル資源の総排出量は9,098トンです。過去10年間の排出量の平均値は9,816トンであり、回収量は減少傾向にあります。特に新聞・雑誌等の紙類の減少が大きく、10年で2,000トンほど減少しています。

また、資源化率*は令和3年度と(24.04%)と平成24年度(27.08%)を比較すると、約3ポイント減少しています。

・リサイクル資源排出量
(単位：t)

○リサイクル資源物排出量の推移○

・資源化率
(単位：%)



5 焼却灰・集塵灰・不燃残渣の排出量の推移

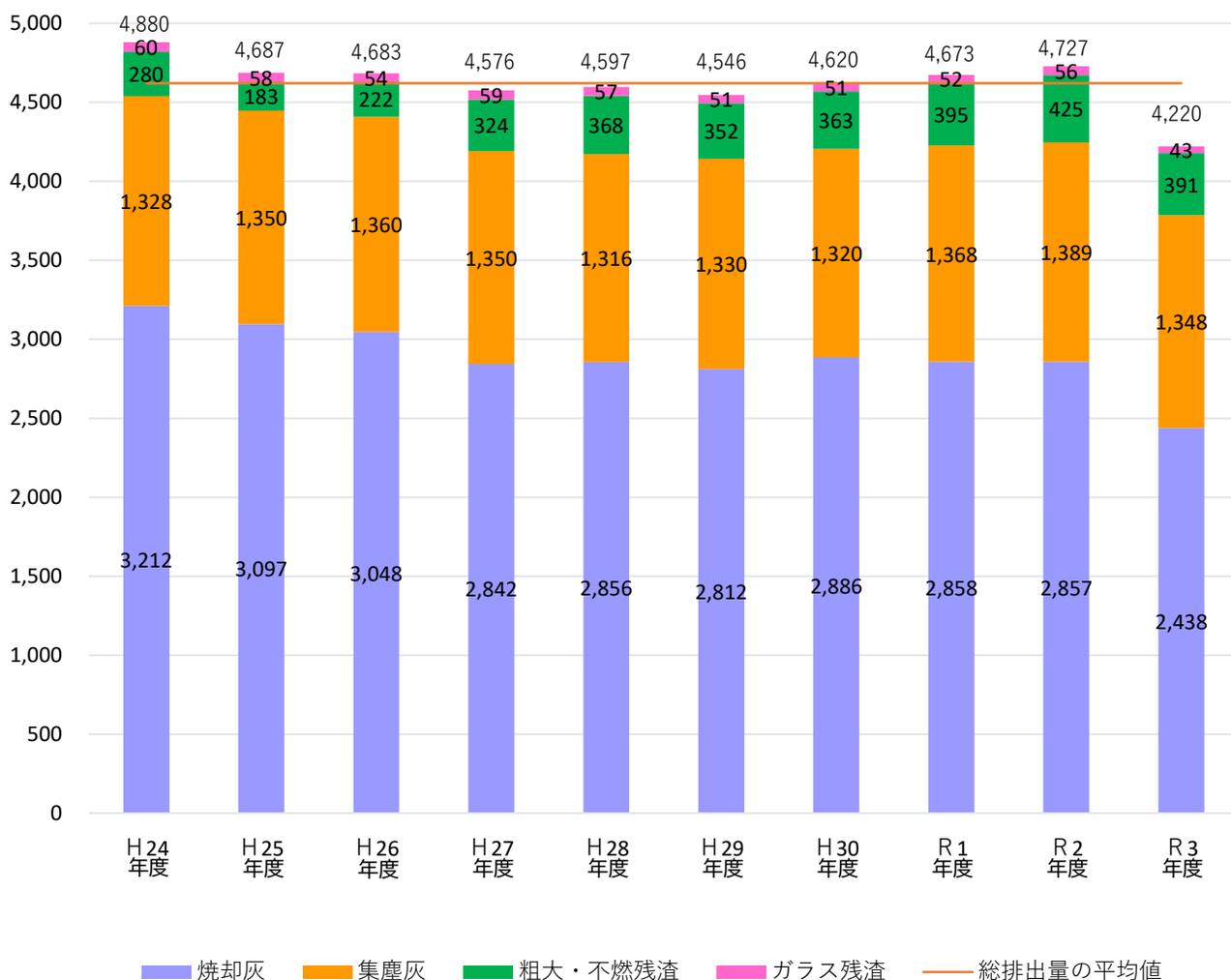
令和3年度の焼却灰・集塵灰・不燃残渣の総排出量は4,220トンです。
過去10年間の平均値は4,621トンであり、近年排出量が減少傾向にあります。
これら焼却灰等の排出量は、ごみ総排出量に比例しています。

※ 焼却灰等の排出量は、構成3市（志木市・富士見市・新座市）の合計です。

※ 令和3年度は富士見環境センターの焼却炉の改修工事により、可燃ごみの一部を他市にて焼却したため、排出量が減少しています。

・焼却灰等排出量
(単位：t)

○焼却灰・不燃残渣の排出量の推移○



【2】 ごみ処理経費の状況

令和3年度のし尿処理費を除くごみ処理経費は、ごみ処理収集運搬経費とごみ処理を共同で行っている志木地区衛生組合への負担金の合計で約16億円となり、ごみ処理人口から見ると、1人当たり年間約9,800円の経費が掛かっています。

年度	H29	H30	R1	R2	R3	
ごみ総排出量 (t)	46,674	46,561	47,474	47,812	46,838	
ごみ処理経費 (千円)	1,248,150	1,288,033	1,349,270	1,383,810	1,633,643	
収集運搬量	可燃ごみ (千円)	192,020	192,061	196,128	199,150	205,684
	不燃ごみ (千円)	56,533	56,739	57,472	58,915	58,005
	リサイクル資源 (千円)	217,135	216,428	219,913	223,351	211,426
	粗大ごみ (千円)	44,349	44,843	63,623	67,217	66,765
	動物死体 (千円)	1,938	1,831	1,585	2,037	1,879
志木地区衛生組合負担金 (千円)	736,175	776,131	810,549	833,140	1,089,884	
1人当たり年間ごみ処理原価 (円)	7,575	7,783	8,160	8,350	9,829	
1kg当たり処理原価 (円)	27	28	28	29	35	
人口	164,767	165,486	165,342	165,727	166,208	

※志木地区衛生組合負担金は、改修工事のため増額されています。

【3】 可燃ごみの組成

可燃ごみの組成は、乾物基準*では紙・布類の割合が最も多く、次いでビニール・合成樹脂・ゴム類、厨芥類、木・竹・ワラ類、不燃物類の順となっています。

また、湿物基準*では、水分・可燃分の変動幅が40%～50%、灰分は5%程度です。

○可燃ごみの性状分析の調査結果

○乾物基準

(単位：%)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
紙・布類	54.41	51.43	53.58	54.43	51.85	49.89	52.44	50.26	49.02	52.73
ビニール・合成樹脂・ゴム類	23.50	22.32	19.45	20.59	20.59	22.49	22.11	22.08	24.47	19.75
木・竹・ワラ類	6.08	7.91	6.23	9.05	11.12	10.74	8.28	13.93	6.10	5.46
厨芥類	11.32	11.77	16.10	10.94	11.83	12.82	12.66	9.90	16.39	13.84
不燃物類	1.41	2.51	1.19	1.93	1.67	1.03	1.44	1.16	1.10	3.22
その他	3.28	4.06	3.45	3.06	2.94	3.03	3.07	2.67	2.92	5.00
合計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

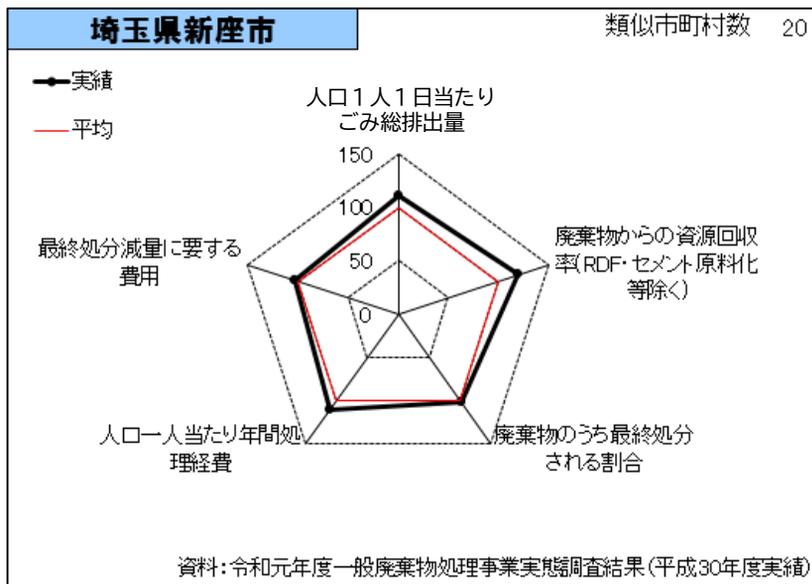
○湿物基準

水分	49.82	47.93	48.20	50.44	47.22	50.41	47.09	47.42	48.57	43.32
灰分	6.87	6.75	6.68	6.13	6.05	5.17	5.65	5.27	4.70	7.37
可燃分	43.31	45.32	45.12	43.43	46.73	44.42	47.26	47.31	46.73	49.31
合計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

【4】 類似団体との比較

環境省が提供する「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用い、県内の都市形態や人口が類似する新座市を含めた自治体20団体と下記の5項目について比較を行った結果、全項目とも平均を上回る結果となりました。

- ・人口1人1日当たりごみ総排出量
- ・最終処分減量に要する費用
- ・廃棄物からの資源回収率
- ・人口一人当たり年間処理経費
- ・廃棄物のうち最終処分される割合



市町村名	人口	人口一人一日当 たりごみ総排出 量	廃棄物からの資 源回収率(RDF・ セメント原料化 等除く)	廃棄物のうち最 終処分される割 合	人口一人当たり 年間処理経費	最終処分減量に 要する費用
	人	(kg/人・日)	(t/t)	(t/t)	(円/人・年)	(円/t)
平均値	119,595	0.831	0.234	0.040	11,372	36,914
埼玉県新座市	166,220	0.777	0.262	0.037	10,186	33,899
埼玉県行田市	80,341	1.021	0.096	0.014	9,134	20,663
埼玉県飯能市	79,246	0.840	0.221	0.000	11,139	35,836
埼玉県加須市	112,852	1.010	0.384	0.032	13,806	37,256
埼玉県東松山市	90,407	0.958	0.185	0.083	10,489	31,606
埼玉県狭山市	150,049	0.816	0.283	0.008	11,957	36,227
埼玉県鴻巣市	118,042	0.833	0.173	0.002	11,292	35,687
埼玉県上尾市	229,265	0.763	0.175	0.085	12,125	43,893
埼玉県蕨市	75,704	0.789	0.243	0.082	10,886	37,009
埼玉県戸田市	140,756	0.904	0.164	0.048	8,772	25,413
埼玉県入間市	147,312	0.863	0.231	0.061	10,814	32,808
埼玉県朝霞市	143,063	0.749	0.327	0.027	9,313	33,180
埼玉県志木市	76,454	0.759	0.301	0.035	10,868	36,806
埼玉県和光市	84,248	0.776	0.247	0.045	12,191	43,616
埼玉県桶川市	75,234	0.733	0.272	0.062	16,771	62,370
埼玉県久喜市	152,704	0.841	0.260	0.012	13,483	43,500
埼玉県富士見市	112,127	0.728	0.265	0.037	9,687	34,187
埼玉県三郷市	142,837	0.929	0.173	0.083	8,617	24,504
埼玉県坂戸市	100,487	0.774	0.207	0.026	12,068	39,579
埼玉県ふじみ野市	114,558	0.760	0.219	0.016	13,851	50,231

※人口一人当たり年間処理経費は、収集運搬費のほか人件費等の諸経費が含まれているため、【2】ごみ処理経費の状況と値が異なります。

第3章 ごみ排出量の将来予測及び今後の課題

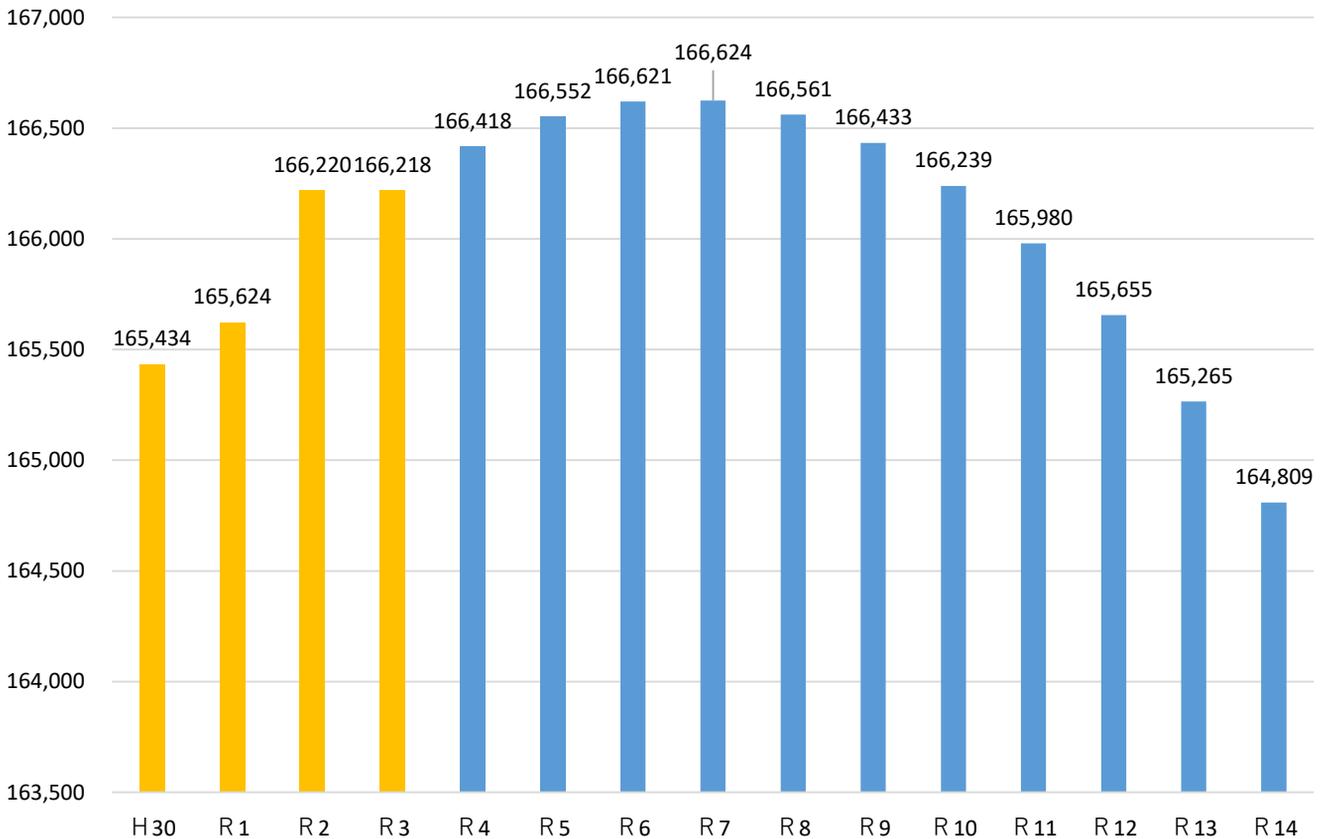
【1】 将来のごみ処理人口

将来のごみ処理人口の予測は、過去10年間の人口動態から回帰分析を行い算出しました。

本市の人口は令和7年に約167,000人でピークを向え、令和14年に約165,000人と緩やかに減少しています。

・ごみ処理人口
(単位：人)

○将来のごみ処理人口推計の推移



※1 平成30年から令和3年までのごみ処理人口は各年10月1日現在の人口実績値

【2】 ごみ排出量の予測

ごみ排出量の予測は、現行どおりの排出方法、収集・処理体制が将来にわたって継続する前提と、過去10年間の処理実績値を基に行いました。

1 家庭系ごみ・リサイクル資源排出量の予測

家庭系ごみ・リサイクル資源排出量の予測は、人口により影響を受けると考えられるため、過去10年分の排出量から市民1人1日当たりの排出量を算出し、将来人口を乗じて算出しました。

排出量は毎年度3月末時点の実績を用いて将来予測値を算出しました。

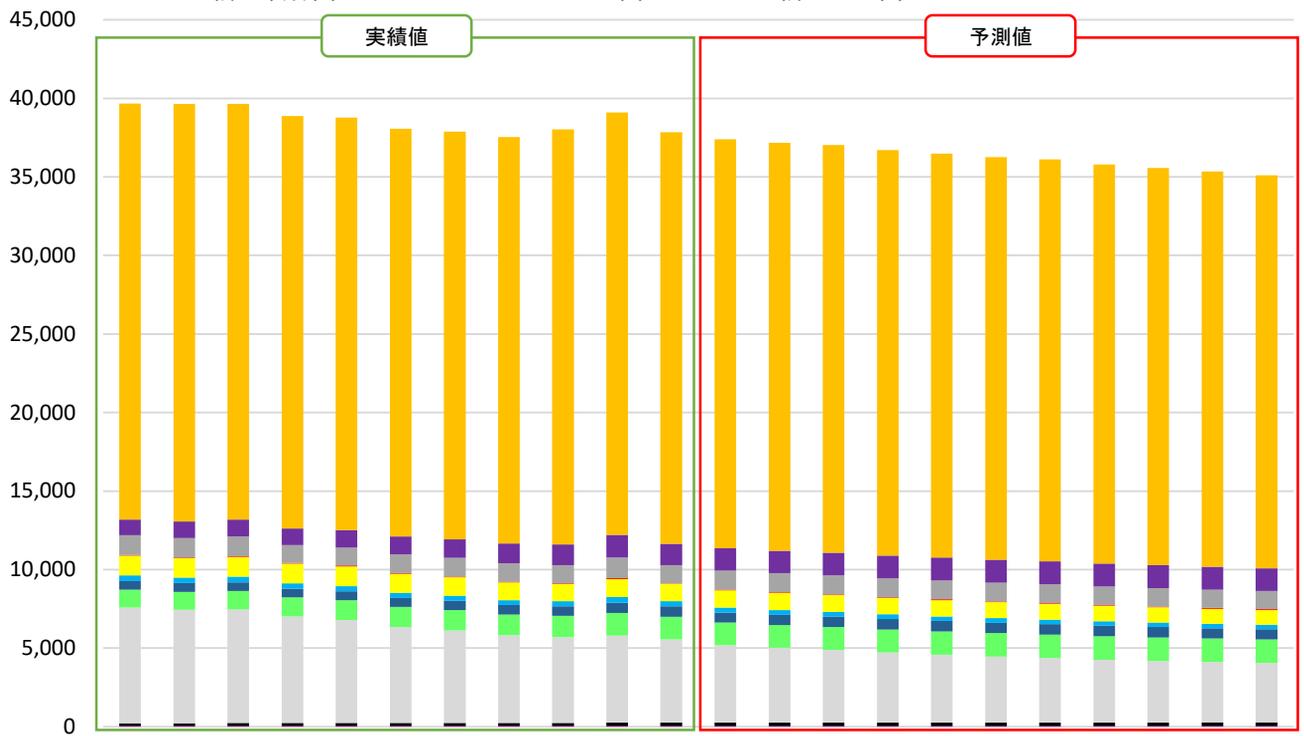
予測値については以下のとおりです。

粗大ごみ、ペットボトル、資源プラスチックなどは増加しますが、全体の約7割を占める可燃ごみの排出量が減少するため、ごみ総排出量は緩やかに減少する見込みです。

・予測排出量
(単位：t)

○家庭系ごみ・リサイクル資源の予測○

- 可燃ごみ(t)
- 粗大ごみ(t)
- 不燃ごみ(t)
- 廃乾電池(t)
- ビン(t)
- カン(t)
- ペットボトル(t)
- 資源プラスチック(t)
- 紙・布類(t)
- アルミカン(t)
- 紙パック(t)



年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	
可燃ごみ(t)	A	26,482	26,592	26,450	26,256	26,250	25,955	25,957	25,884	26,422	26,871	26,196	26,028	25,962	25,959	25,807	25,717	25,621	25,586	25,404	25,284	25,156	25,009
粗大ごみ(t)	B	985	1,040	1,084	1,051	1,120	1,150	1,179	1,250	1,325	1,455	1,356	1,424	1,437	1,450	1,454	1,458	1,462	1,467	1,463	1,463	1,460	1,457
不燃ごみ(t)	C	1,259	1,236	1,258	1,148	1,143	1,184	1,190	1,179	1,165	1,323	1,152	1,217	1,213	1,213	1,205	1,199	1,194	1,190	1,180	1,172	1,164	1,154
廃乾電池(t)	D	42	40	37	36	46	41	41	42	42	46	38	45	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46
ビン(t)	E	1,266	1,246	1,270	1,255	1,260	1,229	1,190	1,133	1,092	1,149	1,111	1,095	1,079	1,067	1,049	1,034	1,020	1,008	991	976	963	948
カン(t)	F	361	353	355	353	336	330	329	310	316	352	328	314	310	307	303	300	296	293	289	285	282	278
ペットボトル(t)	G	541	550	551	543	561	563	584	610	612	649	662	639	644	650	652	655	657	661	660	660	660	660
資源プラスチック(t)	H	1,136	1,145	1,182	1,203	1,259	1,279	1,296	1,320	1,368	1,456	1,450	1,438	1,452	1,467	1,472	1,480	1,485	1,494	1,492	1,493	1,493	1,491
紙・布類(t)	I	7,370	7,221	7,223	6,785	6,547	6,098	5,877	5,568	5,444	5,528	5,286	4,932	4,761	4,616	4,457	4,323	4,202	4,105	3,998	3,915	3,845	3,786
アルミカン(t)	J	186	189	198	204	207	206	207	207	208	222	223	220	221	223	224	224	225	226	227	227	227	227
紙パック(t)	K	35	33	35	36	37	38	37	39	39	39	38	40	40	41	41	41	41	41	41	41	42	41
合計(t)	E+F+G+H+I+J+K	10,895	10,737	10,814	10,379	10,207	9,743	9,520	9,187	9,079	9,395	9,098	8,678	8,508	8,371	8,198	8,057	7,927	7,828	7,698	7,598	7,511	7,431
総計(t)	A~K	39,663	39,645	39,643	38,870	38,766	38,073	37,887	37,542	38,033	39,090	37,840	37,391	37,165	37,039	36,708	36,477	36,250	36,117	35,791	35,563	35,337	35,097
市民1人1日当たり排出量(g)		675	670	669	653	649	632	627	622	629	643	624	616	611	607	604	600	597	594	591	588	586	584

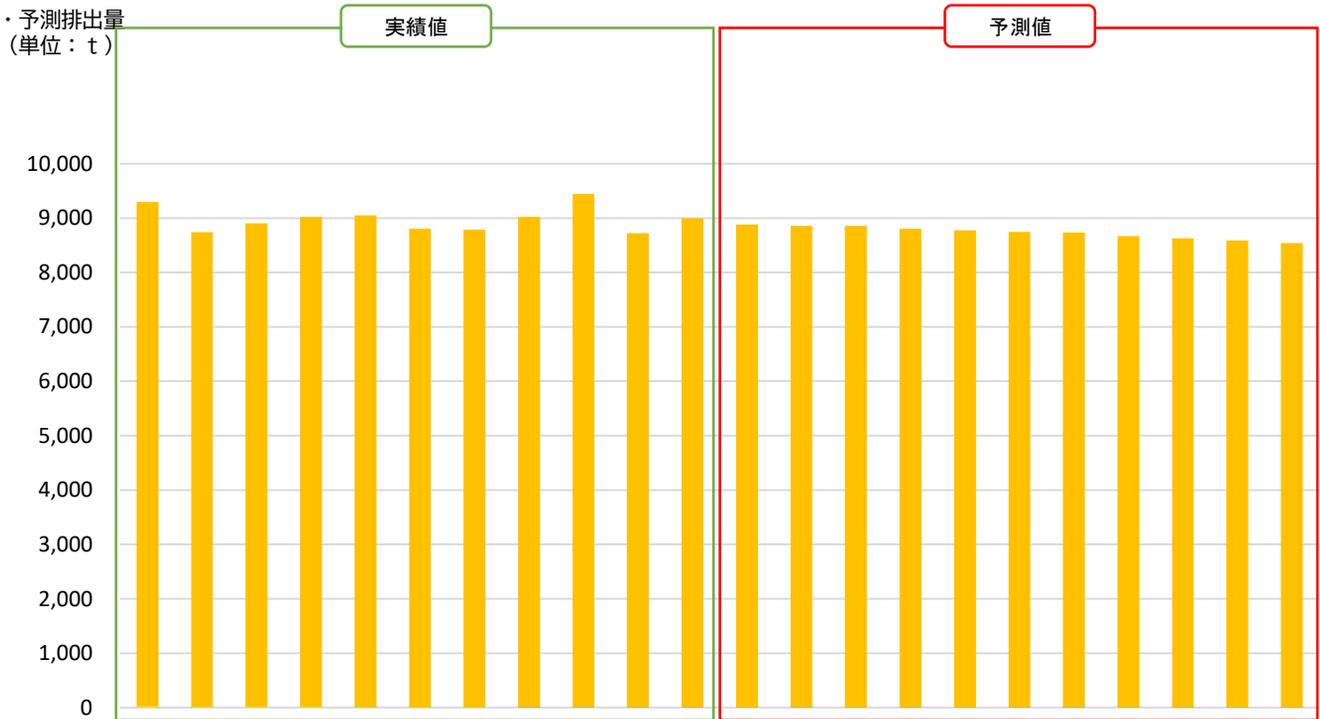
2 事業系ごみ・リサイクル資源の予測

事業系ごみ・リサイクル資源についても、家庭系ごみ・リサイクル資源と同様に、現行どおりの排出方法、収集・処理体制が将来も継続するという前提と、過去10年間の処理実績値を基に、可燃ごみ・不燃ごみ・ビン・カン・ペットボトルの5種類に分けて、予測を行いました。

全体の大部分を占める可燃ごみの排出量が減少するため、ごみ総排出量は緩やかに減少する見込みです。

○事業系ごみ・リサイクル資源の予測○

■可燃ごみ ■不燃ごみ ■ビン ■カン ■ペットボトル



年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
可燃ごみ (t)	9,273	8,721	8,884	9,001	9,036	8,789	8,774	9,008	9,430	8,712	8,991	8,871	8,850	8,850	8,800	8,770	8,738	8,727	8,666	8,626	8,583	8,534
不燃ごみ (t)	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ビン (t)	19	18	16	15	12	12	10	8	8	7	4	6	5	5	4	4	4	4	3	3	2	2
カン (t)	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ペットボトル (t)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
総計 (t)	9,297	8,742	8,903	9,019	9,051	8,804	8,787	9,019	9,441	8,722	8,998	8,880	8,858	8,858	8,806	8,777	8,744	8,733	8,671	8,631	8,587	8,538
市民1人1日当たり排出量 (g)	158	148	150	151	152	146	145	149	156	143	148	146	146	145	145	144	144	144	143	143	142	142

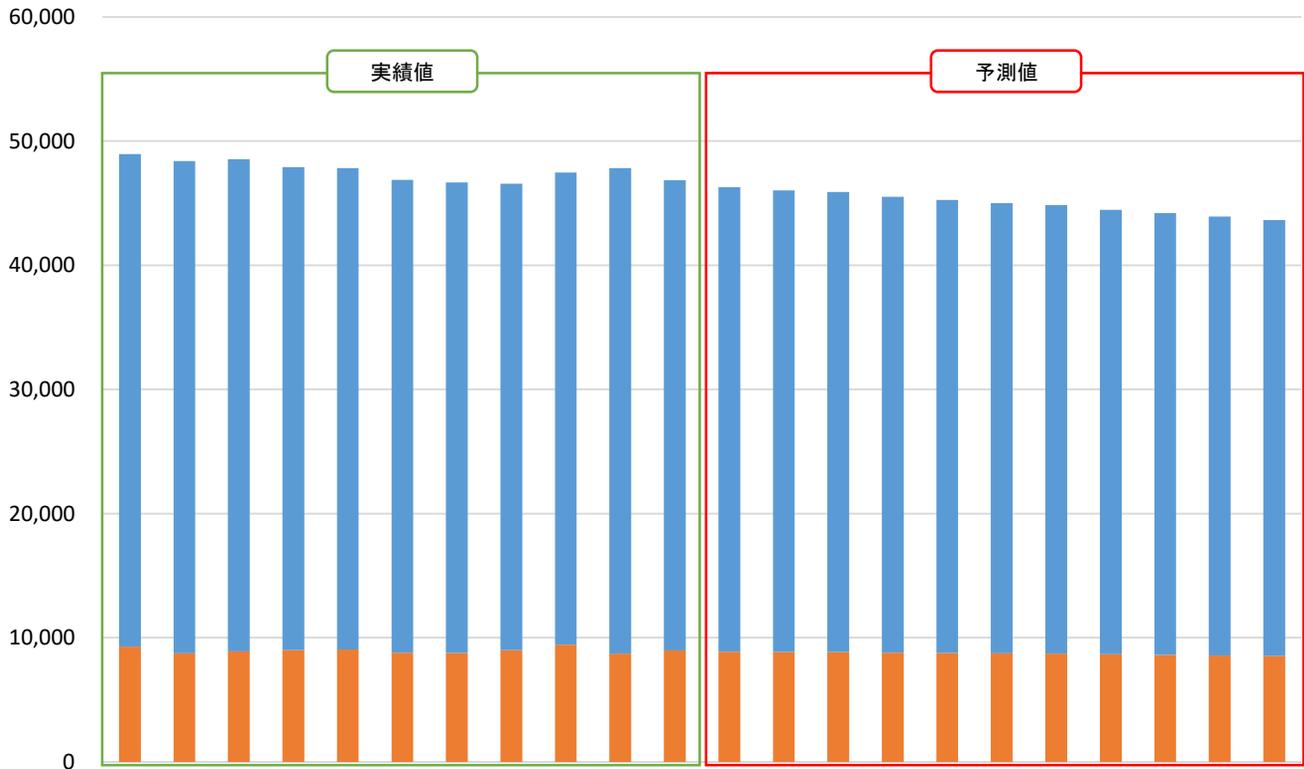
3 ごみ・リサイクル資源の予測総排出量

前述の家庭系及び事業系のごみ・リサイクル資源の予測総排出量は以下のとおりです。

家庭系ごみ、事業系ごみ共に緩やかに減少する見込みのため、令和14年度は令和3年度と比較し約7%減少する見込みです。

○ごみ・リサイクル資源の予測総排出量○

■ 家庭系ごみ総排出量 (t) ■ 事業系ごみ総排出量 (t)



年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
家庭系ごみ総排出量 (t)	39,663	39,645	39,643	38,870	38,766	38,073	37,887	37,542	38,033	39,090	37,840	37,391	37,165	37,039	36,708	36,477	36,250	36,117	35,791	35,563	35,337	35,097
事業系ごみ総排出量 (t)	9,297	8,742	8,903	9,019	9,051	8,804	8,787	9,019	9,441	8,722	8,998	8,880	8,858	8,858	8,806	8,777	8,744	8,733	8,671	8,631	8,587	8,538
総合計(t)	48,960	48,387	48,546	47,889	47,817	46,877	46,674	46,561	47,474	47,812	46,838	46,271	46,023	45,896	45,515	45,254	44,994	44,850	44,462	44,194	43,924	43,636

【3】ごみ処理に関する課題

本市のごみ処理、リサイクルの現状等を分析した結果、課題として次のことが挙げられます。

1 ごみの減量化・リサイクルの推進（P 23 参照）

令和2年度の可燃ごみの性状分析の調査結果によると、可燃ごみに混入する資源物の割合は、紙・布類が52.73%、ビニール・合成樹脂・ゴム類が19.75%でした。

このことから、本来、リサイクル資源として排出すべき資源物が可燃ごみの大半を占めていることが分かります。

そのため、ごみとして排出する段階で適正に分別し、リサイクルに努めることが必要です。

2 生ごみの水切りの徹底（P 23 参照）

可燃ごみの性状分析の調査結果によると、依然として水分が40%～50%ほど含まれている状況です。

生ごみの水切りを徹底することで、ごみの減量化及び焼却効率の向上等が期待できることから、今後も市民に対し水切りの徹底を呼び掛けていくことが必要です。

3 資源プラスチック・ペットボトル類の排出削減（P 21 参照）

資源プラスチック及びペットボトルの回収量が、令和3年度と平成24年度を比較すると、資源プラスチックは約27%、ペットボトルは20%増加しており、今後も更に増加傾向にあります。

昨今、海洋へのマイクロプラスチックの問題が出てきており、プラスチック類の排出量を減少させることが必要です。

4 粗大ごみ類の排出削減（P 19 参照）

粗大ごみの排出量が、令和3年度（1,356トン）と平成24年度（1,040トン）を比較すると、30%と著しく増加しています。

また、近年の生活様式の変化に伴い、今後も増加傾向にあると考えられます。

これらの粗大ごみを削減するに当たり、積極的にリユース*を行うよう呼び掛けることが必要です。

5 集団資源回収事業の維持（P 21 参照）

集団資源回収事業*は、家庭の日常生活から排出される新聞・雑誌等の紙類や布類アルミ缶等、資源としていかせるものを、町内会や子ども会、PTA等地域の団体で回収し、リサイクルを進める活動です。

昨今のIT化やペーパーレス化等の影響で、これら紙類の回収量は年々減少傾向にあり、令和3年度（5,547トン）と平成24年度（7,443トン）を比較すると約25%減少し、事業としての存続が危がまれています。そのため、今後もこの事業を推進していくために、可燃ごみに混入されている紙類の分別の徹底、また、回収事業者への支援が必要です。

6 事業系ごみの削減（P20参照）

事業系ごみの排出量は、過去10年間ほぼ横ばいの状況が続いています。

事業系の可燃ごみは、本市の廃棄物総排出量のうち約19%を占めており、削減することでとても大きな効果があります。

そのため、今後の事業系ごみの排出については、事業者が責任を持って自ら処理することを徹底し、ごみ減量意識の啓発を図ることが必要です。

7 新たな収集体制の整備（P5参照）

過去10年の人口の推移からも、高齢化社会の進展及び世帯人数の減少が顕著に表れています。また、昨今のライフスタイルの多様化に対応するため、高齢者や障がいのある人に対する収集など、新たな収集体制を検討していくことが必要です。

8 中間処理施設の維持（P16参照）

本市で収集されたごみは、志木地区衛生組合で中間処理を行っていますが、稼働開始後40年以上が経過していることから、計画的な施設整備が求められています。

今後、志木地区衛生組合と連携し、更なる減量化・再資源化を図ることにより、焼却処理を減らし、焼却炉等の施設の負担軽減をしていくことが必要です。

9 最終処分場の確保（P17参照）

最終処分場を持たない本市では、埋立処理を埼玉県外にまで委託しているのが現状であり、安定した最終処分場の確保は困難です。現在の委託先の埋立残存量にも限りがあることから、引き続きごみの減量化・再資源化を図るとともに、焼却以外の新たな処理方法についても、国・埼玉県等の動向を注視していくことが必要です。

10 ごみ処理経費の抑制（P23参照）

人口増加に伴うごみ集積所*の増加や老朽化した中間処理施設の維持に伴い、ごみ処理経費は今後増加することが予測されます。そのため、現行のごみ処理体制を見直すなど、コスト面を重視した事業の効率化を図っていくことが必要です。

第4章 ごみ処理基本計画

【1】 基本理念

将来のごみ排出量を減量し、持続型社会の実現していくためには、市民・事業者・市が一体となり、家庭生活や事業活動等あらゆる場面において、“4R*” 「ごみになるものを持ち込まない（断る= Refuse、リフューズ*）」 「ごみにしない（発生抑制=Reduce、リデュース*）、繰り返し使う（再使用=Reuse リユース）、ごみを再生利用する（再生利用=Recycle、リサイクル）」を推進するための創意工夫を重ね、努力していく必要があります。そこで、この計画の基本理念を次のとおりとします。

市民・事業者・市が協働し、ごみの少ない持続可能なまちを目指します

【2】 基本方針

過去10年間の排出状況は、市民・事業者等のリサイクルに対する意識が向上した結果、ごみ排出量は、人口が増加している中で減少傾向が見受けられる状況です。

しかしながら、今後は温室効果ガスの排出を実質ゼロにするカーボンゼロシティ宣言を行っていることから、更なる循環型社会の構築を目指していかなければなりません。

そこで、基本理念の達成に向けて、次の3つの基本方針を定めます。

1： ごみの排出抑制や分別の徹底による減量化の推進

2： 家庭系・事業系ごみの更なる再資源化の推進

3： 市民・事業者・市の連携と協働の拡大

【3】 ごみ減量化目標

1 国・埼玉県の計画目標

国及び埼玉県では、一般廃棄物の減量化目標について、現段階では次のように策定しています。

(1) 第4次循環型社会形成推進基本計画*

2025年度を目標に、循環型社会形成の中長期的なイメージを形成しており、その進展度を測る指標の一つとして、一般廃棄物の減量化取組目標が設定されています。

ア 「1人1日当たりのごみ排出量(※1)」を、約850グラムとします。

※1 生活系(家庭系)ごみ、事業系ごみ、資源ごみ*、集団資源回収等排出される全てのごみを指します。

イ 「1人1日当たり家庭から排出するごみの量(※2)」を、約440グラムとします。

※2 資源ごみ、集団資源回収等を除いた値を指します。

ウ 事業系ごみの「総量(※3)」について、約1,100万トンとします。

※3 事業系ごみは、事業所数の変動が大きいことや、事業所規模によってごみの排出量に差があることなどから、事業所単位ではなく事業系ごみの総量で考えます。

(2) 第9次埼玉県廃棄物処理基本計画* (令和3年3月策定)

令和7年度を目標年度とした一般廃棄物の目標値が設定されています。

ア 「1人1日当たりの生活系ごみ排出量」を、平成30年度比で約16%減とします。

イ 「事業系ごみ排出量」を、451千トンに削減します。

ウ 「1人1日当たりの最終処分量」を、平成30年度比で18%減とします。

2 本市の計画目標

前述の国及び埼玉県の減量化目標をもとに、本市の計画目標を次のとおり定めます。

(1) 「市民1人1日当たりのごみ排出量（総計）」を、令和3年度比で約6%減とします。

(2) 「市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」を、令和3年度比で約7%減とします。

(3) 「事業系ごみ排出量」を、令和3年度比で約5%減とします。

●国及び埼玉県の計画との比較

○ 「1人1日当たりのごみ排出量」

		令和3年度実績値	具体的な数値目標
国			850g
新座市	令和3年度比で約6%削減	772g	725g

○ 「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」

		令和3年度実績値	具体的な数値目標
国	平成30年度比で16%削減		440g
埼玉県	平成30年度比で16%削減		440g
新座市	令和3年度比で約7%削減	474g	440g

○ 事業系ごみ総排出量

		令和3年度実績値	具体的な数値目標
国	平成30年度比で16%削減		1,100万t
埼玉県	平成30年度比で16%削減		451千t
新座市	令和3年度比で5%削減	8,998t	8,538t

【4】 ごみ減量化・再資源化の推進計画

今後新たな目標を達成していくためには、さらなるごみの減量化及び再資源化を推進する必要があります。

そのため、本計画ではこれまでの施策に加え、次の表のとおり「ごみ減量化・再資源化の推進計画」を策定し、施策を進めてまいります。

ごみ減量化・再資源化の推進計画	1 家庭系ごみ	(1) 市民へのごみ減量化・再資源化の意識啓発	
		(2) 生ごみ減量化・再資源化の推進	① 生ごみの水切り徹底の意識啓発
			② 生ごみの堆肥化の推進
			③ 食品ロスの削減
		(3) 可燃ごみの再資源化の推進	① 紙・布類の分別の徹底
			② プラスチック類の分別の徹底
			③ 廃食用油の再資源化の推進
		(4) 有害ごみの再資源化の推進	① 可燃ごみへの混入防止と再資源化の推進
			② 小型充電式電池及びボタン電池の資源化の推進
		(5) 不燃ごみの再資源化と再利用の推進	
	(6) 粗大ごみの再資源化と再利用の推進		
	(7) 容器包装廃棄物の減量化・再資源化の促進	① プラスチック類の減量化の促進	
		② 分別収集の促進	
		③ 販売店回収の促進	
	(8) 家庭系ごみ有料化の検討		
2 事業系ごみ	(1) 事業者へのごみ減量化・再資源化の意識啓発		
	(2) 生ごみ減量化・再資源化の促進		
	(3) 紙・布類の排出抑制		
	(4) 容器包装廃棄物の減量化・再資源化の促進		
	(5) 適正な排出の徹底及び減量化対策の研究		

1 家庭系ごみ

(1) 市民へのごみ減量化・再資源化の意識啓発

ごみの減量化・再資源化の推進を考える上では、市民1人1人が日常生活を営む中で「ごみにしない・繰り返し使う・ごみは資源である」ことを意識しながら生活していくことが最も大切です。

そこで、広報にいざや市ホームページ、出前講座*等を活用し、市のごみの現状やごみの減量化・再資源化の取組など、定期的に情報を発信していくことで、市民への意識啓発に努めていきます。

(2) 生ごみ減量化・堆肥化の推進

本市で排出されるごみの約70%は可燃ごみです。可燃ごみについては、生ごみの減量化・堆肥化を推進することで、更なるごみの減量化・再資源化を図ることができます。

そこで、生ごみの減量化・堆肥化を推進するため、市民・事業者・市の具体的な取組を推進します。

① 生ごみの水切り徹底の意識啓発

生ごみの約70%は水分です。この水分が多く含まれると、生ごみの重量が重くなるため、焼却の効率が悪くなります。さらに、悪臭や腐敗の原因にもつながります。

そこで、市では、生ごみの水分を減らす取組として、広報にいざや市ホームページによる生ごみの水切りの徹底の呼び掛けを行っています。

今後も、この取組を継続するとともに、更なる啓発活動を行います。

② 生ごみの堆肥化の推進

家庭から排出される生ごみの堆肥化については、生ごみ処理容器*の購入に対する補助金交付制度を検討するとともに、処理容器を用いない生ごみの堆肥化についての取組や生産した堆肥の利用方法について調査・研究を進めます。

③ 食品ロスの削減

食品ロスとは、本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食べ物のことです。全国の令和2年度の食品ロスは約522万トンと推計されています。

食品ロスの削減は、生ごみの減量化を図る上で重要な課題です。

そのため、市では、フードドライブなどの食品ロス削減のための取組を進めます。

1 家庭系ごみ

(3) 可燃ごみの再資源化の推進

可燃ごみの中には、再資源化が可能な紙・布類及び厨芥類（生ごみ）及びプラスチック類が多く含まれています。これらを再資源化することにより、可燃ごみの減量化を図ることができます。

① 紙・布類の分別の徹底

令和3年度末現在、町内会やPTA等を始めとする138団体が集団資源回収事業に登録しており、紙類（新聞・雑誌・段ボール・紙パック）及び布類のリサイクルを行っています。

しかしながら、可燃ごみの性状分析の調査結果によると、可燃ごみには資源物となる紙・布類が約52%含まれています（令和2年度実績）。そのため、広報等を通じて更なる分別の徹底と適正な排出を啓発していくことが必要です。

② プラスチック類の分別の徹底

プラスチック類については、プラスチック製容器包装類とそれ以外のプラスチック類の両方を「資源プラスチック」として分別収集し、再資源化を進めています。

しかしながら、可燃ごみの性状分析の調査結果によると、資源物となるビニール・合成樹脂・ゴム類が約20%含まれています（令和2年度実績）。そのため、広報等を通じて資源プラスチックとしての更なる分別の徹底と適正な排出を啓発していくことが必要です。

③ 廃食用油の再資源化の推進

家庭から出る廃食用油については、河川の水質汚濁の防止と資源の有効活用を図るために、公民館等の公共施設で拠点回収を行い、回収した廃食用油は肥料・飼料・飛行機燃料の原料として利用されています。

今後も、この取組について広報等を通じて積極的に周知を図ることが必要です。

(4) 有害ごみ等の再資源化の推進

① 可燃ごみへの混入防止と再資源化の推進

可燃ごみへの混入防止と水銀・金属等の資源の回収を目的に、蛍光灯や水銀体温計は有害ごみとして分別し、また、乾電池及び使い捨てライターは専用収集容器によって分別収集をしています。

しかしながら、最終処分場の焼却灰の中に金属等が混入していることから、更に分別の徹底を啓発していくことが必要です。

1 家庭系ごみ

② 小型充電式電池及びボタン電池の資源化の推進

ニッケル、カドニウム等の貴重な資源の回収を目的に、小型充電式電池については販売店等での引取り及び市内の公共施設での拠点回収の利用を啓発します。

ボタン電池については、販売店等での引取りを啓発します。

(5) 不燃ごみの再資源化と再利用の推進

不燃ごみは、有害ごみである使い捨てライターと共に破碎処理する過程において金属資源を回収しています。

また、使用済みインクカートリッジは、公共施設等で拠点回収を開始しています。

(6) 粗大ごみの再資源化と再利用の推進

粗大ごみは、志木地区衛生組合に搬入後、破碎処理する過程において資源となる金属類を回収しています。

さらに、富士見環境センター内のリサイクルプラザ利彩館*において、再利用できる家具等を修理し、市民向けに販売を行っています。そのため、販売の仕組み等を含めた施設を周知するとともに、再利用品の活用を啓発します。

家具等の粗大ごみについては、再利用を推進するため、粗大ごみのリユースの取組（中古品流通業者との提携、市のリサイクルショップ開設等）について、国や埼玉県の動向を注視していくとともに、先進市の事例を通じて調査・研究を進めます。

1 家庭系ごみ

(7) 容器包装廃棄物の減量化・再資源化の推進

容器包装リサイクル法*により、主なプラスチック製品である容器包装の再商品化が義務付けられ、令和2年7月から、スーパー等でレジ袋の有料化等が行われています。

このことにより包装材の削減に取り組む事業者が増えていますが、容器包装ごみの再資源化を高めるためには、分別収集を推進するとともに、市民・事業者・市が一体となって環境意識を向上させ取り組むことが必要です。

① プラスチック類の減量化の促進

本市では、資源プラスチックやペットボトルの排出量が年々増加傾向にあります。

この一つの要因として、レジ袋などの使い捨てプラスチック類の増加があげられます。

近年、これらプラスチックごみの増加が、川や海への流出による海洋プラスチック問題、焼却による地球温暖化などの要因となっています。

そのため、プラスチック類のごみ減量化の促進として、マイボトル・マイバックの推進など、広報にいざ・市ホームページ等を活用しながら啓発していくことが必要です。

② 分別収集の促進

本市では、既にプラスチック製容器包装類をリサイクル資源（資源プラスチック）として分別収集及び再資源化を行っていますが、依然として可燃ごみへの混入があることから、更なる分別排出に向けて、広報にいざ・市ホームページ等を活用しながら啓発していくことが必要です。

③ 販売店回収の促進

販売店では、ビール瓶や牛乳瓶、リターナブル容器*、食品トレイ、紙パックなどを回収し資源として活用する取組を行っています。このような取組を更に推進していく必要があることから、市民には広報にいざや市ホームページ等で販売店回収について周知を図ります。

(8) 家庭系ごみ有料化の検討

ごみの減量化と適正排出の施策の一つとして、家庭系ごみ処理の有料化は、ごみの発生・排出抑制に効果的と言われています。しかしながら、有料化の実施については、市民に新たな負担を求めることになるため、十分な議論が必要となります。

さらに、戸別回収も含め収集・運搬の形態・体制について大幅な変更が生じることが考えられます。

そのため、今後の排出量の動向を注視しつつ、家庭系ごみ処理の有料化の必要性和効果及び戸別収集実施の可能性を含めた収集・運搬体制の在り方等の課題を検討します。

2 事業系ごみ

(1) 事業者へのごみ減量化・再資源化の意識啓発

事業系ごみは、排出抑制の意識向上やリサイクル資源の適正な排出、分別の徹底、食品リサイクルの推進等を通じ、より一層の減量化・再資源化を図ることが必要です。

そのため、減量化や再資源化の取組について、リーフレットや市ホームページ等を通じて意識啓発に努めます。

特に、ごみ排出量が月量4トンを超える「多量排出事業者」に対しては、廃棄物管理責任者を選出し、減量化・再資源化計画書の提出を求めることで、ごみ減量化・再資源化の意識啓発を図ります。

(2) 生ごみ減量化・再資源化の促進

事業者から排出される可燃ごみにも多くの生ごみ（食品残渣）が含まれています。

本市の一部の事業者が、一般廃棄物処理業許可業者*を通じて、食品残渣を堆肥化等を行っている登録再生利用事業者処理を委託するなどの食品リサイクルに取り組んでいます。

今後も食品リサイクルの更なる充実を図るため、食品リサイクル法*適用事業者も含め、処理事業者・回収事業者・市が協力することにより推進していきます。特に、ごみ排出量が月量4トンを超える「多量排出事業者」に対し、食品リサイクル法の周知や登録再生利用事業者の紹介等を行い、事業系可燃ごみの減量化及び再資源化の啓発を図ります。

(3) 紙・布類の排出抑制

紙・布類については、可燃ごみとして排出するのではなく、資源としてリサイクルすることで、減量化・再資源化が可能です。そのため、市内事業者に対し、紙・布類のリサイクル促進についての啓発を進めます。

(4) 容器包装廃棄物の減量化・再資源化の促進

容器包装リサイクル法により、事業者は容器包装の再商品化が義務付けられました。さらに、年間50トン以上包装材を使う企業は、削減努力や国への報告を求められます。今後も減量化・再資源化に対し国や埼玉県の動向を注視し、事業者に対し情報提供や啓発を行います。

(5) 適正な排出の徹底及び減量化対策の研究

事業系ごみについては、廃棄物処理法の規定により、事業者の責任において処理することが義務付けられています。

しかしながら、家庭ごみと共にごみ集積所に排出している事例も見受けられることから、事業者に対し、事業系ごみの適正な排出について周知を行います。

【5】 市民・事業者・市の協力体制に関する目標

家庭生活や事業活動等あらゆる場面において、「ごみにしない、繰り返し使う、ごみは資源である」ことを意識し、ごみの減量化、循環型社会への方向転換を、市民・事業者・市が一体となり効率的に進めていくために、それぞれの行動と役割の目標を次のとおり定めます。

市民・事業者・市の行動と役割の目標

市民

～市民のごみ発生抑制につながるライフスタイルへの転換～

(1) 4Rの取組の推進

- ① Refuse（リフューズ）：ごみになるものを断る
- ② Reduce（リデュース）：ごみの発生を抑制する
- ③ Reuse（リユース）：再利用を考える
- ④ Recycle（リサイクル）：ごみを分別し、再資源化を推進する

(2) 食品ロス削減の推進

- ① 生ごみ減量の推進
- ② フードドライブへの参加

事業者

～事業者のごみ発生抑制につながる事業スタイルへの転換～

- (1) 生産、流通、販売段階での改善
- (2) 店頭、販売店回収の促進
- (3) 食品廃棄物の排出抑制

市

～啓発・支援などのごみ発生抑制策の促進～

- (1) 市民・事業者への働きかけ
- (2) 廃棄物減量化・再資源化に関する情報の提供
- (3) 廃棄物減量化・再資源化事業の支援

1 市民の行動

～市民のごみ発生抑制につながるライフスタイルへの転換～

(1) 4 Rの取組の推進

市民は、持続化社会への返還のため、ごみ減量への取組として4 Rの取組を行います。

① Refuse（リフューズ）：ごみになるものを断る

○ 過剰包装の抑制

市民は、「物」を購入する際に、過剰な包装を断ることや、マイバッグ*を持参することで包装紙等のごみを減らすように努めます。

また、市民は、消費者の立場から、過剰な包装を実施している事業者に対して簡易包装への転換を要望します。

② Reduce（リデュース）：ごみの発生を抑制する

○ 無駄な物は買わない

市民は、「物」を購入する際には、その商品・製品が不用となったときのことを考え、再資源化が可能かどうかを判断し、適正な数量を購入するようにします。

また、地域や市の再資源化に関する情報や取組を把握するように努めます。

○ 生ごみの水切りの徹底

家庭から排出される生ごみのうち、約70%は水分です。そのため、市民は、生ごみを捨てる際には水切りネットを使用するなどして、生ごみに含まれる水分を十分に減量してからごみに出します。

③ Reuse（リユース）：再利用を考える

○ フリーマーケット等への積極的な参加

市民は、「物」を消費し排出する際に、まだ十分に再使用が可能な粗大ごみや衣類等については、フリーマーケットやバザー等の不用品交換の場を積極的に利用することにより、再利用を図ります。

○ 故障品・破損品の修理

市民は、「物」が故障し、又は破損した場合、まず、修理できるかどうかを考え、できるだけ修理し再度使用します。

1 市民の行動

～市民のごみ発生抑制につながるライフスタイルへの転換～

④ Recycle（リサイクル）：ごみを分別し、再資源化を推進する

○ 分別排出の徹底

市民は、「物」を消費し、排出する際に、市が行っている分別回収に協力して排出します。特に、容器包装廃棄物については、容器包装リサイクル法による分別排出を徹底します。

○ 環境やリサイクルに配慮した商品・製品の購入

市民は、生産者等事業者が行う環境に配慮した商品・製品の開発や自主的な取組等に関心を向け、それらの状況を把握します。

そして、「物」を購入する際に、環境やリサイクルに配慮した商品や製品を購入することにより再資源化を図ります。

また、市民がリサイクルを推進することにより、事業者の環境問題、ごみ問題への取組を促進し、より環境やリサイクルに配慮した商品・製品の開発を促すことにつながります。

○ 店頭及び販売店回収の積極的な利用

市民は、「物」を消費し、排出する際に、トレイ、紙パック、リターナブル瓶及び小型充電式電池等の店頭回収を実施している事業者に積極的に協力することにより、ごみの再資源化を図ります。

(2) 食品ロス削減の推進

市民は、食品ロスの削減のため以下の取組を行います。

① 生ごみ減量の推進

市民は、家庭から出る生ごみを減らすため、日頃から“3ない”生活（買いすぎない・作りすぎない・捨てない）を心掛けた生活を送ることで、食材の廃棄をできるだけ少なくします。

② フードドライブへの参加

市民は、家庭で余っている食品について、地域のフードバンクへ寄附するフードドライブ等を活用することで、できる限りごみとして廃棄するものを減らします。

2 事業者の行動

～事業者のごみ発生抑制につながる事業スタイルへの転換～

(1) 生産、流通、販売段階での改善

○ 生産段階での改善

事業者は、「物」を生産する段階で、原材料の選択や生産工程を工夫し、ごみの減量化やリサイクルに考慮した製品を作るよう努めます。

○ 流通段階での改善

事業者は、「物」を流通させるときには、ごみの減量化と再資源化が可能な材質を用いるとともに、簡易な梱包や包装を心掛けるようにします。

○ 販売段階での改善

事業者は、「物」を販売する段階において、過剰な包装を自粛するとともに、消費者が包装の可否を選択できる販売システムを検討し、マイバッグの持参を積極的に呼び掛けます。

また、リサイクルを推進するために、再生品を積極的にPRするとともに、その販売体制の確立に努めます。

(2) 店頭、販売店回収の促進

事業者は、身近な資源回収の場として、紙パックやトレイ、リターナブル容器、小型充電式電池、ボタン電池の店頭、販売店回収を積極的に実施し、回収品目や回収量の拡大に努めるとともに、消費者に対しては啓発を行い、協力を求めます。

(3) 食品廃棄物の排出抑制

事業者は、食品小売業においては売れ残りを減らすなど販売方法を工夫し、外食産業においては食べ残しの削減を図るなど、食品が廃棄物とならないように努めます。

また、一般廃棄物処理業許可業者を通じて、食品残渣を堆肥化等を行う事業者に処理を委託するなどして、食品リサイクルを図ります。

3 市の行動

～啓発・支援などのごみ発生抑制策の促進～

(1) 市民・事業者への働き掛け

○ 市民への働き掛け

市は、市民自らが排出したごみの処理状況やごみ処理に係る経費を理解し、ごみ問題に関心を持ち、エコライフへの転換ができるように、ごみ・リサイクル資源の分別・収集日程表、ごみ減量化・再資源化に関するリーフレット等の配布を行います。

また、ごみ減量化・再資源化に関する情報について、広報にいざや市ホームページ等へ定期的に掲載します。

○ 事業者への働き掛け

市は、ごみ減量化に関する情報の提供や適正な排出についての指導を行うとともに、多量排出事業者に対しては「事業系一般廃棄物管理責任者」の選任、「減量化・再資源化計画書」の作成・提出などを求め、より一層の減量化・再資源化を図ります。

(2) 廃棄物減量化・再資源化に係る情報の提供

○ 環境・ごみ教育の促進

市は、小学生・中学生及び各種市民団体を対象に、ごみ問題への関心と理解を深めてもらうため、ごみの組成や処理方法、埋立状況等のごみ処理についての出前講座等を行います。

また、就学前の幼児を対象に、食べものを作ってくれた人への感謝や資源の大切さを忘れない心を育み、食べ残しをなくして食品ロスを減らすための参加型の幼児講座を行います。

○ フリーマーケットやバザー等のリサイクル情報の提供

市は、市民・事業者が行うフリーマーケットやバザー等の情報を広く公開し、再利用の協力を求めます。

○ グリーン購入法商品の推進

市は、製品やサービスを購入する際に、その必要性を考えるとともに、再生紙を使ったものやエコマークが付いているなどの環境への負荷ができるだけ少ない商品（グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適合した商品）の調達を推進します。また、グリーン購入*に関する適切な情報提供を啓発します。

3 市の行動

～市の啓発・支援などのごみ発生抑制策の促進～

(3) 廃棄物減量化・再資源化事業の支援

○ 生ごみの減量化・堆肥化の推進（再掲）

家庭系生ごみの減量化については、水切りの徹底の周知とともに、市民の生ごみ処理容器の購入に対する補助金交付制度を実施し、堆肥の利用方法の調査状況や利用先等を市民に周知していきます。

事業系生ごみの減量化については、食品リサイクル法の周知や食品残渣を堆肥化、肥料化、飼料化等を行っている事業者を紹介し、生ごみの堆肥化によるごみの減量化と資源化を啓発します。

○ 集団資源回収事業活動への支援

市は、市民団体による集団資源回収活動を促進させるために、市民団体や回収事業者へ補助金等を交付し、より一層の資源回収量の増加を図ります。

○ 廃食用油回収事業の促進（再掲）

市は、家庭から排出される廃食用油を、公共施設等で拠点回収するとともに、この取組についての周知を引き続き行い、市民への啓発を図ります。

【6】 収集・運搬計画

1 基本方針

ごみの収集・運搬においては、快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために、効率的な収集体制を確保します。

2 収集・運搬の将来計画

(1) 家庭系ごみの収集体制の見直し

(2) ごみ出し困難者への支援

(3) 家庭系ごみ処理の有料化の検討

(4) 安全な運搬体制の整備

(1) 家庭系ごみの収集体制の見直し

市内には、令和3年度現在、約7,000か所のごみ集積所があります。当面は、現行の収集・運搬の形態・体制を維持していきませんが、世帯数の増加や高齢化に伴うごみ集積所の分離等により、ごみ集積所が更に増加していくと考えられます。増加に伴う排出量、収集時間等の動向を見ながら、収集車両の増車や戸別収集等について検討します。

(2) ごみ出し困難者への支援

自力でごみを排出することが困難で、身近に協力を得ることができない方に対し、以下の支援制度を実施します。今後においても高齢化が進むことが予想されるため、福祉部門等と連携を図りながら、新たな制度の構築について検討します。

① 運び出し収集の実施

粗大ごみについては、高齢者や障がいのある人等を対象に、「粗大ごみ運び出し収集」を行っています。

② ふれあい収集の実施

令和5年度から、高齢者及び障がい者であり、自力でごみ集積所にごみを出すことができない方に対し、ごみを自宅の敷地内又は玄関先から直接ごみを収集する「ふれあい収集」を実施します。

(3) 家庭系ごみ処理の有料化の検討（再掲）

家庭ごみの有料化は、ごみの発生・排出抑制に効果的であるといわれています。しかしながら、費用負担等の問題で市民との合意形成が重要であることから、今後の排出量の動向を注視しつつ、その必要性和効果及び戸別収集実施の可能性を含めた収集・運搬体制の在り方等の課題を検討します。

(4) 安全な運搬体制の整備

昨今のライフスタイルの変化に伴いごみの種類が多様化しており、廃棄物収集の際にバッテリーの混入などによる発火事故が起きています。

そのため、ごみの多様化に対処し、中間処理、再資源化処理の内容にも対応した収集・運搬体制の整備を図ることが必要です。

【7】 中間処理計画

1 基本方針

収集された紙・布類以外のごみの中間処理は、新座市・志木市・富士見市で構成する志木地区衛生組合にて行っており、ごみを適正かつ効率的に処理すること、環境に配慮した施設整備に努めること、そして、可能な限りごみの資源化を図ることをその目的とします。

2 中間処理の将来計画

(1) 可燃ごみのごみ質検査等による適切な運転管理

(2) 生ごみや樹木等せん定材*、草木類等の資源化施設整備の検討

(3) 粗大ごみの品目の変化への対応

(1) 可燃ごみの性状分析の調査結果等による適切な運転管理（再掲）

可燃ごみの性状分析の調査結果によると、本来、リサイクル資源として排出すべき資源物が、可燃ごみに多く含まれています。この混入した資源物の適正な排出の更なる啓発と指導の実施により、可燃ごみのごみ質の変化と適正な焼却発熱量の維持が期待できます。

また、焼却灰に乾電池等の金属類が混入されているなどの問題もあることから、引き続きごみ質検査等の実施による適切な運転管理を行います。

(2) 生ごみや樹木等せん定材、草木類等の資源化施設利用の検討

生ごみや草木類等の堆肥化及び樹木等せん定材のチップ化・堆肥化については、既に資源化を実施している地域での取組状況やリサイクル技術の動向等の情報を収集し、資源化システムや回収方法の在り方、費用対効果等について調査・研究を行います。

(3) 粗大ごみの品目の変化への対応

家電4品目及びパソコンなどリサイクルが法律により義務付けられた粗大ごみ受入れを行わなくなりました。今後も新たにリサイクルに係る法律が制定され、受入品目の変更が予想されますので、引き続き今後の動向を注視していくことが必要です。

また、富士見環境センター内には、リサイクルプラザ利彩館があり、粗大ごみとして収集・運搬された家具等を修理し販売しています。

近年は、民間のリサイクルショップの増加やフリーマーケット・インターネットオークション等による不用品の再利用する場が多くあります。

本市では、粗大ごみの排出量が増加傾向にあるため、今後はこれら民間の業者等の情報を集め、連携を検討します。

【8】最終処分計画

1 基本方針

本市の埋立対象となる焼却残渣及び不燃残渣は、全て志木地区衛生組合の施設から発生し、当該組合が処理します。

組合構成市の行政区域内に最終処分場を保有していないため、より一層のごみの減量化・資源化の推進に努めるとともに、計画的な最終処分先の確保を図ります。

2 最終処分の将来計画

(1) 最終処分量の削減の検討

(2) 集じん灰等の再資源化の検討

(3) 施設改修・建設時の最終処分量減少の検討

(1) 最終処分量の検討

最終処分量を減らすためには、集団資源回収の更なる推進及びごみの適正な排出を行うことが必要です。

そのため、分別については積極的に情報を発信し、市民に分別の徹底を働きかけます。

(2) 集じん灰等の再資源化の検討

志木地区衛生組合では、焼却灰及び集じん灰の一部を道路路盤材などへ再資源化する取組を行っています。今後も更に最終処分量の再資源化の取組を実施するとともに、焼却残渣、粗大・不燃残渣の発生抑制に向けて分別排出・適正な排出の徹底を図ることが必要です。

(3) 施設改修・建設時の最終処分量減少の検討

今後、現有施設の老朽化に伴う施設の改修を行う際に、最終処分量の抑制のための灰溶融炉等の処理方式の導入について、志木地区衛生組合や構成市と協議を行ってまいります。